

日 薬 業 発 第 163 号  
令 和 7 年 8 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を  
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について  
(その3、その4、その5、その6)

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡  
がありましたのでお知らせいたします。

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかるオンライン資格  
確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療  
機関・薬局の範囲・期間等については、令和7年8月8日付け日薬業発第156号にてお  
知らせしたところですが、今般、一部地域のアクティブ化範囲が追加されました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

#### <別添>

1. 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかるオンライン資  
格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する  
医療機関・薬局の範囲・期間について（その3）  
(令和7年8月8日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)
2. 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかるオンライン資  
格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する  
医療機関・薬局の範囲・期間について（その4）  
(令和7年8月10日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)

3. 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その5）

（令和7年8月11日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか）

4. 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その6）

（令和7年8月11日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか）

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 8 日

関 係 団 体      御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・  
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係  
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 8 日

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を  
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 3）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋  
管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情  
報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確  
認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医  
療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示  
したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願い  
いたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療  
機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条  
及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を  
参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められない  
ことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機  
関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏  
まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療  
情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認し  
てください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資  
格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とある  
のは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」  
と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願い  
いたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

|    |                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------|
| 範囲 | 【石川県】金沢市<br>【鹿児島県】霧島市、 <u>薩摩川内市</u> 、 <u>曾於市</u> 、 <u>姶良市</u> |
| 期間 | 災害救助法の適用第一報から一週間（※）                                           |

※令和7年8月13日まで

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添省略

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 10 日

関 係 団 体      御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・  
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係  
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 10 日

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を  
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 4）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋  
管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情  
報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確  
認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医  
療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示  
したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願い  
いたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療  
機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条  
及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を  
参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められない  
ことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機  
関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏  
まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療  
情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認し  
てください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資  
格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とある  
のは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」  
と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願い  
いたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

|    |                                                        |
|----|--------------------------------------------------------|
| 範囲 | 【石川県】金沢市<br>【鹿児島県】霧島市、薩摩川内市、曾於市、姶良市<br><u>【山口県】宇部市</u> |
| 期間 | 災害救助法の適用第一報から一週間（※）                                    |

※令和7年8月13日まで

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添省略



事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 11 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・  
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係  
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 11 日

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を  
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 5）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋  
管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情  
報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確  
認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医  
療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示  
したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願い  
いたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療  
機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条  
及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を  
参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められない  
ことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機  
関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏  
まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療  
情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認し  
てください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資  
格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とある  
のは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」  
と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願い  
いたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

|    |                                                                                   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 範囲 | 【石川県】金沢市<br>【鹿児島県】霧島市、薩摩川内市、曾於市、姶良市<br>【山口県】宇部市<br>【熊本県】玉名市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町 |
| 期間 | 災害救助法の適用第一報から一週間（※）                                                               |

※令和7年8月13日まで

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添省略

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 11 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・  
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係  
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 11 日

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を  
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 6）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋  
管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情  
報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確  
認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医  
療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示  
したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願い  
いたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療  
機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条  
及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を  
参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められない  
ことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機  
関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏  
まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療  
情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認し  
てください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資  
格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とある  
のは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」  
と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願い  
いたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

|    |                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 範囲 | 【石川県】金沢市<br>【鹿児島県】霧島市、薩摩川内市、曾於市、姶良市<br>【山口県】宇部市<br>【熊本県】玉名市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、<br><u>八代市、宇城市、八代郡冰川町、熊本市、上天草市、天草市</u> |
| 期間 | 災害救助法の適用第一報から一週間（※）                                                                                                      |

※令和7年8月13日まで

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添省略